

第十分団に

最新鋭ポンプ車を配置

五月二十五日市役所で、日光市から第十分団（小来川地区）に、最新鋭ポンプ車が引渡されました。引渡されたポンプ車は、A二級で一分間にドラムカン十本分が放

ポンプの引渡式



水できる性能があり、可搬式ポンプを積載した親子式なので、機動力が発揮できます。また、団員の安全が考慮されて、幌式となっています。

今までの車庫は、小来川郵便局隣にありましたが、木造で狭く不便だったので、小来川支所の敷地内に移転しました。

盛況だった

花木展示即売会

日光花木展示即売会が六月三日から九日まで、御幸町の中央公民館前広場で開かれました。連日多くの入場者があり盛況でした。四日には、丹精こめた作品の審査会



にぎわった展示即売会

を執行委員会が行い、次の方々が入賞しました。（敬称略）

- ▼松類銘木の部 特別優等Ⅱ倉沢幸雄 優等Ⅱ茅根実 一等Ⅱ布施茂雄
- ▼サツキ銘木の部 特別優等Ⅱ大橋文 優等Ⅱ斎藤之一 一等Ⅱ沢田敏夫
- ▼サツキ若木 特別優等Ⅱ沢田敏夫 優等Ⅱ増田徳雄 一等Ⅱ吉新正夫

家賃統制額が変わりました

借地、借家をする場合に、地代や家賃を支払うことになりましたが、昭和二十五年七月十日より前に建築に着手された、九九平方以下

されています。

この統制額のうち、家賃の統制額が昭和五十二年五月十五日から、次のように改定されました。

【家賃】

月額Ⅱその建物のその年度の価格×二・七九×一七・〇八÷一〇〇十（その年度の固定資産税額

十その年度の都市計画税額）×二分の一

なお、地代統制額は、従前そのままですが、算定式を参考までに書きますと次のとおりです。

【地代】

月額Ⅱ（その土地の昭和四十八年度の固定資産課税標準額×千分の五〇十その年度の固定資産税額十その年度の都市計画税額）×二分の一

花火の季節です

よく注意して遊びましょう

◆ 遊ぶ時の注意 ◆

- ① 花火に書いてある遊び方を、よく読んで必ず守りましょう
- ② 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう
- ③ 風の強い時は、花火遊びをやめましょう
- ④ 大人と一緒に遊びましょう
- ⑤ 水を用意しましょう
- ⑥ 吹出しや打上げなど筒物花火は、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません
- ⑦ 花火をポケットに入れないようにしましょう
- ⑧ たくさんの花火に、一度に火をつけることは危険です
- ⑨ 花火をほぐして遊ぶことは、危険なのでしてはいけません。

子どもを

水の事故から

守りましょう



こどもたちに

安全で楽しい夏を!!